4　法第六十一条第二項に規定する期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める国税は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する国税とする。

一　期限内申告書等の提出により納付すべき税額がある場合　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　法第六十一条第二項に規定する修正申告書の提出又は増額更正（以下この項及び次項において「修正申告書の提出等」という。）により納付すべき税額

ロ　期限内申告書等の提出により納付すべき税額から法第六十一条第二項の修正申告又は増額更正（以下この項において「修正申告等」という。）前の税額を控除した税額（修正申告等前の還付金の額に相当する税額があるときは、期限内申告書等の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二　期限内申告書等の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　修正申告書の提出等により納付すべき税額

ロ　修正申告等前の還付金の額に相当する税額

三　期限内申告書等に係る還付金の額がある場合　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　修正申告書の提出等により納付すべき税額

ロ　修正申告等前の還付金の額に相当する税額から期限内申告書等に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

5　法第六十一条第二項に規定するその他の政令で定める国税は、次に掲げる国税（前項に規定する国税に限る。）とする。

一　法第六十一条第一項に規定する特定修正申告書の提出又は同項に規定する特定更正により納付すべき国税

二　法第六十一条第二項に規定する減額更正が更正の請求に基づく更正である場合において、当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書の提出等があつたときの当該修正申告書の提出等により納付すべき国税（前号に掲げる国税を除く。）

第二十七条の見出し中「計算」を「計算等」に改め、同条中「の額の計算の基礎とならない税額」を削り、「第六十六条第四項」を「第六十六条第五項」に改め、「正当な理由があると認められる事実に基づく税額として」を削り、「当該事実のみに基づいて修正申告書の提出又は更正があつたものとした場合におけるその申告又は更正に基づき法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき税額

二　法第六十五条第四項第二号に掲げる場合に該当する場合（次号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める税額

イ　期限内申告書（法第六十五条第三項第二号に規定する期限内申告書をいう。以下この号及び次項において同じ。）の提出により納付すべき税額がある場合　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

(1)　法第六十五条第一項に規定する修正申告書の提出又は更正（以下この号において「修正申告書の提出等」という。）により納付すべき税額

(2)　期限内申告書の提出により納付すべき税額から法第六十五条第一項の修正申告又は更正（以下この号において「修正申告等」という。）前の税額を控除した税額（修正申告等前の還付金の額に相当する税額があるときは、期限内申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

ロ　期限内申告書の提出により納付すべき税額がない場合（ハに掲げる場合を除く。）　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

(1)　修正申告書の提出等により納付すべき税額

(2)　修正申告等前の還付金の額に相当する税額

ハ　期限内申告書に係る還付金の額がある場合　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

(1)　修正申告書の提出等により納付すべき税額

(2)　修正申告等前の還付金の額に相当する税額から期限内申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

三　法第六十五条第四項各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合　前二号に定める税額のうちいずれか多い税額

第二十七条に次の三項を加える。

2　法第六十五条第四項第二号に規定する納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、期限内申告書に係る還付金の額を増加させる更正又は期限内申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

3　法第六十五条第五項に規定する政令で定める事項は、法第七十四条の九第一項（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する実地の調査において質問検査等（同項に規定する質問検査等をいう。第三十条の四第二項（調査の事前通知に係る通知事項）において同じ。）を行わせる旨（法第七十四条の十（事前通知を要しない場合）の規定に該当する場合には、調査（法第七十四条の九第一項第一号に規定する調査をいう。第三十条の四において同じ。）を行う旨）とする。

4　法第六十五条第五項に規定する通知には、法第七十四条の九第五項に規定する場合に該当する場合において同項に規定する税務代理人（当該税務代理人について同条第六項に規定する場合に該当する場合には、同項に規定する代表する税務代理人）に対してする通知を含むものとする。

第二十七条の二第一項中「第六十六条第六項（に）」を「第六十六条第七項（に）」に改め、同項第一号中「提出した日」の下に「。以下この号において同じ。」を加え、「当該法定納期限」を「法定納期限」に、「第三十四条の三」を「第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）」に、「により」を「による委託に基づき」に改め、「交付されていた場合」の下に「若しくは当該税額の全額について法定納期限までに同項（第二号に係る部分に限る。）の規定により納付受託者が委託を受けていた場合」を加え、同条第二項第二号中「第三十四条の三」を「第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）」に、「により」を「による委託に基づき」に改め、「及び」の下に「当該国税について法定納期限までに同項（第二号に係る部分に限る。）の規定により納付受託者が委託を受けていた場合並びに」を加える。

第二十七条の三第一項中「第六十八条第一項」の下に「又は第四項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）」を加え、同条第二項中「第六十八条第二項」の下に「又は第四項（同条第二項の重加算税に係る部分に限る。）」を、「無申告加算税」の下に「（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）」を加える。

第二十八条第一項中「重加算税」の下に「（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「修正申告等による」を「申告納税方式による国税等の」に改め、同条第二項中「第六十八条第二項」の下に「（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同条第三項中「第六十八条第三項」の下に「（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改める。

第三十条の四第一項第一号中「（法第七十四条の九第一項第一号に規定する調査をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項中「同項に規定する」を削る。